私達の憲法は 今 護られているでしょうか ？

☆☆ 今 拡大する違憲状況は

☆☆ 安倍政権は近隣諸国との緊張関係をエネルギー源として軍拡を続けています。

☆無視される憲法の制約　憲法が禁じる兵器

☆「攻撃型空母、長距離戦略爆撃機、大陸間弾道弾(ICBM)などの相手国に壊滅的な打撃を与えるような『攻撃的兵器』は、自衛のための必要最小限度の範囲を超えるため憲法上保有出来ない」と言うのが、従来の政府見解でした。専守防衛から逸脱する兵器の保有は許されないということでした。

☆「航空母艦」を「多用途運用護衛艦」と言い換えて、常時 F35B 戦闘機は搭載しないとしても、国際的には「航空母艦」そのものであり、「空母」には「攻撃型」も「防衛型」もありません。「多用途運用護衛艦」が、憲法が禁じる「自衛のための必要最小限度の範囲を超える兵器」即ち「攻撃型空母」であることは疑いようが有りません。

☆「アメリカ製兵器の【爆買い】の実態」FMS（アメリカ政府の対外有償軍事援助の略）に基づく日本の兵器輸入額は契約ベースで、二〇一二年度が一三八一億円だったが同年一二月安倍政権が発足してから急激に増大。二〇一九年度は予算ベースで七〇一三億円と五倍に膨らんでいます。

☆集団的自衛権の行使を可能にした安全保障関連法の施行から三年となり、政府は、弾道ミサイル警戒中の米艦の防護も初めて行い、日米の軍事一体化を加速。

七十四年前に浜松で何が起ったか思い出します

☆中小都市空襲の一回目に何故浜松は選ばれたか

☆浜松近郊には多くの軍需工場があり、交通関連施設あり、陸軍飛行場・陸軍学校などの軍施設も多数あったことからと言われています。

☆昭和二十年六月十八日、その日未明から始まったアメリカ軍の B29 爆撃機による猛爆で、焼失した家屋は約一万五千戸、亡くなった方は約一千八百人に及んだと言われています。

☆一般に浜松大空襲と言われるのは、六月十八日の空襲ですが、南部に二月十五日空襲、中部への四月三十日空襲、東部西北部への五月十九日空襲、さらに、七月十九日のの艦砲射撃と、大規模の攻撃をうけ死者は二九〇〇人～三五〇〇人と言う。

私達は戦争する国・出来る国に反対します

☆六・一八 浜松大空襲と平和憲法を心に刻む集会

日 時 六月一八日(火) 一八時半から　会場 遠州教会

講 演 浜松大空襲体験を語る 講 師 金田 保氏(三方原栄光教会会員)

二〇一九年六月九日(日) 護憲平和行進(通算６２８回目)

浜松市憲法を守る会 事務局 浜松市中区紺屋町三〇一―一五

★月例護憲平和行進 毎月第二日曜日・午後一時・浜松市役所正面玄関集合

この悲劇再び繰り返すまじ

肴町から田町を望む　影山光洋氏提供

戦災により焦土化した市街地